

<大和市コミュニティセンター・児童館コロナウィルス感染症に対する対応>

令和5年5月8日(月)以降

大和市が所管する施設として、以下の対応を取ることといたします。

- (1) 感染拡大防止のための利用の制限や活動内容の制限を解除する。
- (2) 基本的な感染対策については、使用者の判断に委ねることを基本とする。
- (3) 有効とされる基本的な感染対策について、使用者個人の判断で行うことが可能となるよう、各施設が必要な対応を継続して行う。※消毒液の設置など
- (4) 施設での飲食については、不特定多数の人が集まる場所を含め可能とする。
- (5) 座席数の制限を解除し、感染対策のために撤去している机・椅子は元に戻す。
- (6) 各施設のガイドライン等を廃止する。
- (7) 消毒液や飛沫防止パネルの撤去等については、市役所庁舎等における対応を見つつ、随時判断する。

<補足>

上記内容は、大和市が所管する施設共通の内容となります。上記に加え、コミュニティセンターの対応といたしまして、下記のとおり補足説明いたします。

- ① 来館者・利用者のマスクの着用、入館時の体温計測、手指消毒、換気はすべて任意とする。
- ② 3月13日に配布した「新しい生活様式に基づくコミュニティセンターガイドライン【大和市コミュニティセンターご利用の皆様へ】」及び「新しい生活様式に基づく大和市児童館利用ガイドライン」を廃止する。
- ③ 利用方法、貸出物品なども、原則、コロナウィルス感染症流行前の状況に戻す。
※ 利用方法、貸出物品など、コロナウィルス感染症が流行する前の状況(通常の管理運営)に戻すこととする。管理運営委員会として、物品の消毒を利用者に求めることは行わない。物品の消毒を希望する団体・個人は、団体・個人で消毒を行うものとする。
※ ただし、団体・個人が消毒を行うことが適切ではない物品(ピアノ、マイクなどの精密機器類)は、物品ではなく利用者自身が必ず手指を消毒して、手が乾いてから使用するルールを設ける。
- ④ コロナウィルスを理由としたキャンセルの特例受付を廃止。
※ 通常の使用キャンセルは7日前までであれば可であるが、コロナウィルスを理由とする場合は、6日前から当日まで、キャンセルが可能という特例を設けて運用してきた。この特例による運営を廃止し、令和5年5月8日(月)以降は、理由を問わず、使用キャンセルは使用日の7日前までに行なうこととする。